

原議保存期間	3年（令和11年3月31日まで）
有効期間	一種（令和11年3月31日まで）

警察庁丙組組二発第7号、丙組組一発第33号
令和8年3月19日
警察庁刑事局組織犯罪対策部長

各地方機関の長
各都道府県警察の長
殿
(参考送付先)
庁内関係課長
各附属機関の長

分裂後の山口組関係団体間の対立抗争等に伴う取締り等の継続実施について(通達)
分裂後の山口組関係団体間の対立抗争等に伴う取締り等については、「分裂後の山口組関係団体間の対立抗争等に伴う取締りの更なる強化等について(通達)」(令和4年12月8日付け警察庁丙組組二発第2号ほか。以下「旧通達」という。)等に基づき推進してきたところ、未だ対立抗争が終結したと認められないことから、警察庁においては、引き続き、別紙「分裂後の山口組関係団体対立抗争等集中取締本部」を設置し、分裂後の山口組関係団体(以下「関係団体」という。)に対する取締り等を推進することとした。

各都道府県警察にあつては、下記の点に留意しつつ、継続して取組を実施されたい。
なお、旧通達は廃止する。

記

1 体制の再点検

関係都道府県警察にあつては、関係団体に対する既存の集中取締本部の体制について、部門横断的に実効ある取締り等が行われているかを再点検し、最大限の効果が発揮されるよう努めること。

2 関連情報の収集

都道府県間の連携を密にするとともに、各部門の特徴、強みを生かして関係団体等に係る各種情報収集に努め、関連する情報を入手した際には、断片的なものを含めて細大漏らさず警察庁に速報すること。

3 取締りの強化

これまでに認知した事件のみならず、埋もれた事件を掘り起こして関係団体に対する捜査を徹底するとともに、対立抗争に起因する事件の続発を防止するため、その火種となり得るものを含め、関係団体に対する取締りを徹底し、組織トップを含む構成員等を大量検挙して長期隔離しつつ、犯罪収益を剥奪することにより、組織の弱体化に努めること。

また、徹底した銃器情報の収集を行うとともに、部門間で情報共有を図りつつ、反復

した関係箇所の捜索等においては、対立抗争時に使用される銃器等の発見、押収にも努めること。

さらに、関係団体が準暴力団を含む匿名・流動型犯罪グループと連携しながら、資金獲得活動の多様化を図っている実態も認められることから、関係団体と匿名・流動型犯罪グループの関係性に着目した実態解明を推進するとともに、これらの資金獲得犯罪の事件捜査に当たっては、首魁被疑者等への突き上げ捜査を徹底するなど、資金獲得活動に真に打撃を与える取締りを推進すること。

4 緊張感の保持

これまでの対立抗争においては、銃器等を使用した殺傷事件が発生していることを踏まえ、警戒に当たっては、万が一にも一般市民が巻き添えになることがないように、既に発生した事件に関する情報や組織動向等に関する情報の収集・共有・分析に基づき、場所の選定、警戒態勢、要員の配置、警戒の方法等について十分に検討し、装備資機材を活用して受傷事故の防止にも十分に留意しつつ、市民の安全確保に万全を期すとともに、市民への適切な情報提供等により、地域社会の不安の払拭に努めること。

また、攻撃対象となる可能性が高い管内の人物・関係先等に対する警戒方法等の点検・見直しや、装備資機材を有効活用するなど、不法行為の抑止、警戒の更なる強化に努めること。

なお、関係団体間の対立抗争が長期化しており、未だ抗争終結には至っていないことを踏まえ、警戒に一層の万全を期すべく、幹部は様々な機会を捉えて捜査員に対する警戒強化に関する指示を実施するなど、緊張感の保持に努めること。

分裂後の山口組関係団体対立抗争等集中取締本部（設置要綱）

1 任務

分裂後の山口組関係団体間の対立抗争等に伴う情報収集、取締り、警戒活動等の更なる推進を図る。

2 構成及び運営

- (1) 分裂後の山口組関係団体対立抗争等集中取締本部（以下「本部」という。）は、本部長及び構成員をもって組織し、それぞれ次に掲げる者をもって充てる。

本部長	刑事局組織犯罪対策部長
構成員	刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策第二課長 刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策第一課長 生活安全局生活安全企画課長 交通局交通指導課長 警備局警備運用部警備第一課長

- (2) 本部長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者に対し、本部への出席を求めることができる。
- (3) このほか、本部の運営に関して必要な事項は、本部長が定める。

3 庶務

本部の庶務は、警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策第二課で行う。

4 設置期間

令和8年3月19日から当分の間